

湧水町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

1 ガイドライン策定の経緯と目的

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。

しかしながら、太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、地上設置型の太陽光発電設備等においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになっている。

このような中、湧水町においても、同様のケースが顕著となっているため、環境配慮に基づき、本ガイドラインを策定することとした。

このガイドラインは、湧水町内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境が構築されるよう適切な管理を促すとともに、設置に関連する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としている。

2 定義

このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとする。

- (1) 事業者：再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継あるいは分譲により、発電事業を行う者をいう。
- (2) 発電設備：再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽電池モジュール等）及びその付属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (3) 発電事業：発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (4) 発電出力：発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (5) 近隣関係者等：設置区域に隣接して居住する者（事業を営む者も含む。）又は発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者（事業を営む者も含む。）をいう。

3 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。ただし、太陽光発電設備については、計画面積（パネル設置面積ではなく土地の形質を変更する面積）が 1,000 m²以上のものに限る。

4 発電設備の設置に協議を必要とする区域

湧水町内全域を対象とする。別表 1 を参照の上、事前に県又は町の関係部署と協議を行うこと。

5 発電設備の設置における配慮事項

事業者は、災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をすること。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 次に掲げる土地については、災害防止の観点から設置を避けること

【設置を避けるべき区域等】

- ・ 砂防指定地【砂防法】
- ・ 地すべり防止区域【地滑り等防止法】
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】
- ・ 土砂災害（特別）計画区域【土砂災害防止法】
- ・ 保安林【森林法】
- ・ 上記のほか、災害発生の危険が高く、開発行為を制限する必要がある土地

イ 土地の形質変更は、最小限に留めること

ウ 雨水を適切に処理できる対策をとること

エ 土砂の流出を防止する対策をとること

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に留めること

カ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護すること

(2) 良好な景観の保全

ア 主要な眺望景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること

イ 河川、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること

エ 国立公園内は、優れた自然の風景地を保護する観点から設置を避けること

(3) 生活環境の保全

ア 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等に配慮した上で、必要な対策を実施することや、敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策をとること

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることをしないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること

6 事業計画の届出

事業者は、工事を着工する日の 90 日前（ただし、別表 1 に掲げる法律等に基づく許認可を受ける必要がある場合は、その許認可申請提出日の 30 日前。なお複数の許認可を受ける必要がある場合は、最初に行う許認可申請提出日の 30 日前。）までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる資料を添えて町長に提出すること。

また、計画書提出後に町長から事業者へ送付される届出に伴う通知（様式第 1 号-1）に基づき、必要な許認可・遵守事項等について、各関係部署と十分な協議を行うこと。

なお、計画書提出後に各関係部署と協議を行った場合は、その協議で使用した資料（計画書に添付した資料は除く。）を随時、湧水町役場企画財政課へ提出すること。

7 事業の周知等

事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を町に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をすること。

周知等に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成を図ること。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかとなった時点で、発電設備設置の施工内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(2) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会を開催したときは、周知実施報告書（様式第 2 号）を町長に提出すること。

(3) お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を、工事に着手する前から工事が完了する日まで、近隣関係者等への周知が確実に行われる場所に設置すること。なお、再エネ特措法に基づき事業計画の認定を受けた発電事業者は、事業計画策定ガイドラインにおいて、標識の掲示が義務付けられているので注意すること。（出力 20 キロワット未満の太陽光発電設備を除く。）

(4) 町及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、町及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。

また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応すること。

8 工事着工の届出

事業者は、必要な許認可・遵守事項等について、各関係部署との協議が整った場合は、速やかに再生可能エネルギー発電設備の工事着工届出書（様式第3号）に別表3に掲げる資料を添付して町長に提出すること。

9 事業計画の変更の届出

事業者は、上記6の規定により提出した計画書（様式第1号）及び上記8の規定により提出した工事着工届出書（様式第3号）の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書（様式第4号）に別表2又は別表3に掲げる資料（変更があった部分に限る。）を添えて町長に提出すること。

10 事業の取りやめの届出

上記6により計画書（様式第1号）の届出をした事業者が、事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書（様式第5号）を町長に提出すること。

11 設置完了の届出

事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書（様式第6号）を町長に提出すること。

12 事業の開始の届出

事業者は、発電事業を開始するときは、速やかに再生可能エネルギー発電事業の開始届出書（様式第7号）を町長に提出すること。

13 事業者変更の届出

発電事業の事業者が変更となる場合（事業の承継、事業用地の分譲も含む）は、速やかに再生可能エネルギー発電事業の事業者の変更届出書（様式第8号）を町長に提出すること。なお、変更後の事業者は本ガイドラインに記載するすべての配慮事項等についても承継するものとする。

14 発電設備の廃止の届出

事業者は、発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書（様式第9号）を町長に提出すること。

15 関連法令等の事前確認

発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めること。

なお、通常関係するものと思われる関連法令及び担当窓口一覧については別表1を参考とすること。

16 発電設備の適切な管理

事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うこと。

(1) 標識の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の区分、発電設備の名称、設備ID、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先、保守点検責任者の名称及び連絡先、その他必要な事項を記載した標識を発電所の外部から見やすい場所に設置すること。なお、再エネ特措法に基づき事業計画の認定を受けた発電事業者は、事業計画策定ガイドラインにおいて、標識の掲示が義務付けられています。（出力20キロワット未満の太陽光発電設備を除く。）

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(3) 発電設備敷地内外の除草及び清掃

発電設備の敷地内外は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行い、地域に調和した環境となるよう適切な整備に努めること。

(4) 周辺環境への配慮

建設残材の放置や飛散による周辺環境への影響がないよう管理に努めること。

(5) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

(6) 発電設備を廃止した場合の対応

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、土地の有効活用（新たな利活用や植林等）に努めるなど、適切な措置をとることとし、発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、適正な処理を行うこと。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を講じること。

17 町の施策への協力

(1) 事業者は、環境学習関連の見学等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めること。

(2) 事業者は、町が求める場合には、設置した発電設備の発電量等の数値について報告するよう努めること。

18 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

19 適用

本ガイドラインは、平成28年9月1日から適用する。

本ガイドラインは、平成29年11月1日から適用する。

本ガイドラインは、令和4年4月1日から適用する。

別表1

再生可能エネルギー設備（メガソーラー等）の導入にあたって手続き等が必要となると考えられる規制・相談窓口等		規制概要		連絡先
法律・条例・要綱等	区分	発電事業の実施に際して危険物に指定される物資を一定量以上使用する場合、事前に町の許可が必要	担当窓口部署	連絡先
消防法	許可	発電事業の実施に際して危険物に指定される物資を一定量以上使用する場合、事前に町の許可が必要	湧水町総務課	0995-74-3111
国土利用計画法	届出	一定面積以上の土地の売買等の契約を締結した場合、締結日から2週間以内に町を経由して県へ届出が必要（都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域外：10,000㎡以上）	湧水町企画財政課	0995-74-3111
鹿児島県土地利用対策要綱	届出	1団1ha以上の面積の土地に係る開発に係る県知事との土地利用協議 ただし、都市計画法第29条、森林法第33条、採石法第16条に係る開発に関しては1団10ha以上	鹿児島県企画部 地域政策課	099-286-2111
景観法	許可	景観の保全が定められている地域において発電設備を設置するための工事を行う場合、事前に町の許可が必要	湧水町企画財政課	0995-74-3111
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	届出	出力1,000kw以上の風力発電施設を建設する際の景観形成に係るガイドラインに基づき、県との協議が必要。	鹿児島県企画部 エネルギー政策課	099-286-2111
工場立地法	届出	一定規模以上の敷地又は建築面積を有する発電設備を設置する場合、事前に県等への届出が必要	湧水町企画財政課	0995-74-3111
都市計画法	許可	発電設備等を設置するため、一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う場合は、開発行為の許可が必要となる場合がある。	鹿児島県土木部建築課	099-286-2111
土壌汚染対策法	届出	3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合、事前に県への届出が必要	鹿児島県環境林務部 環境保全課	099-286-2111
環境影響評価法 鹿児島県環境影響評価条例	届出	法及び条例に定める規模の事業を実施する場合、事前に環境影響評価その他の手続きが必要	鹿児島県環境林務部 環境林務課	099-286-2587
自然公園法	許可	霧島錦江湾国立公園内で開発行為等を行う場合、事前に国等の許可や届出が必要な場合がある	鹿児島県環境林務部 自然保護課	099-286-2111
鹿児島県自然環境保全条例	届出	自然公園区域等で、1haを超える開発行為等を行う場合、事前に県へ届出が必要な場合がある	鹿児島県環境林務部 自然保護課	099-286-2111
温泉法	許可	地熱発電を行うために温泉を掘削する場合、事前に県の許可が必要	鹿児島県保健福祉部 生活衛生課	099-286-2111
	許可	地熱発電を行うために源泉の増掘や動力装置(水中ポンプ等)を設置する場合、事前に県の許可が必要		

別表 1

再生可能エネルギー設備（メガソーラー等）の導入にあたって手続き等が必要となると考えられる規制・相談窓口等		区分	規制概要	担当窓口部署	連絡先
法律・条例・要綱等					
河川法	許可	河川の流水の取水を行う場合、河川区域内の土地の占有を行う場合又は河川区域内の土地で掘削、盛土又は切土等を行う場合、事前に河川管理者の許可が必要	国土交通省九州地方整備局 川内河川事務所 始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課 湧水町建設課	0996-22-3271 0995-63-8351 0995-74-3111	
大気汚染防止法	届出	ばい煙の発生を伴う設備を設置する場合、事前に県への届出が必要	鹿児島県環境林務部 環境保全課	099-286-2111	
騒音規制法	届出	騒音の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合、町への届出が必要	湧水町住民税務課	0995-74-3111	
振動規制法	届出	振動の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合、町への届出が必要	湧水町住民税務課	0995-74-3111	
廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	許可 許可	バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために収集・運搬等を行う場合、事前に町等の許可が必要 バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために処理施設を設置する場合、事前に町等の許可が必要	鹿児島県環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課 湧水町住民税務課	099-286-2111 0995-74-3111	
水質汚濁防止法	届出	排水の水質の規制が必要な特定施設を設置する場合、事前に県への届出が必要	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	0995-44-7959	
森林法	許可	民有林における開発行為には、事前に県知事の許可が必要	湧水町産業振興課	0995-74-3111	
建築基準法	確認	発電設備及び付帯する建物を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除いて建築主事等の確認が必要	始良・伊佐地域振興局 農林水産部林務水産課 始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	0995-63-8159 0995-63-8164 0995-63-8371	
道路法	許可 許可	道路の占有を行う場合又は道路に関する工事を行う場合、事前に道路管理者の許可が必要 車両諸元が最高限度を超える車両が道路を通行する場合、事前に道路管理者の許可が必要	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課 湧水町建設課	0995-63-8351 0995-74-3111	
砂防法	許可	砂防指定地で、一定の制限行為を行う場合又は砂防設備等の占有を行う場合、事前に県知事の許可が必要	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	0995-63-8351	
急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律	許可	急傾斜地崩壊危険区域内で、一定の制限行為を行う場合、事前に県知事の許可が必要	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	0995-63-8351	

別表 1

再生可能エネルギー設備（メガソーラー等）の導入にあたって手続き等が必要となると考えられる規制・相談窓口等		規制概要		担当窓口部署	連絡先
法律・条例・要綱等	区分				
地すべり等防止法	許可	地すべり防止区域内で、一定の制限行為を行う場合、事前に県知事の許可が必要		始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	0995-63-8351
農地法	許可	農地に発電設備等を設置する場合、農地以外の地目へと転用するため、農業委員会を経由して都道府県の許可が必要		湧水町農業委員会事務局	0995-74-3111
農業振興地域の整備に関する法律	許可	農用地区域内の土地について、農用地区域から除外するためには町への申し出が必要		湧水町産業振興課	0995-74-3111
文化財保護法	許可	埋蔵文化財が確認されている土地において発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に県等への届出が必要			
	許可	史跡・名勝・天然記念物指定地において開発行為を行う場合、事前に国等へ許可が必要		湧水町教育委員会 生涯学習課	0995-75-2142
水産資源保護法	届出	発電設備等の設置工事を行っている際に遺跡や遺物等を発見した場合、町への届出が必要			
	許可	保護水面に指定されている区域において発電設備等を設置するためには町への届出が必要		鹿児島県商工労働水産部 水産振興課	099-286-2111
湧水町法定外公共物管理条例	許可	法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可が必要 ・施設、構造物等の設置による法定外公共物の敷地の使用、その他法定外公共物をその本来の用途以外の用途に使用すること ・法定外公共物の敷地において、その形状の変更を伴う行為その他の工事を行うこと ・上記のほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること		湧水町建設課 湧水町企画財政課 湧水町地域総務課 他	0995-74-3111
	届出	移転、き損その他行為により、標識等の効用を害してはならない 標識等の敷地又はその附近で、標識等のき損その他その効用を害するおそれがある行為をしようとする者は町に対して届出が必要		湧水町住民税務課	0995-74-3111

別表 2

- (1) 位置図
- (2) 地籍図（地番、所有者を記入）
- (3) 土地利用計画図（縮尺が 1 / 1000 以上）
- (4) 設置設計図（平面図）
- (5) 給排水計画図（平面図）
- (6) 周知実施報告書（様式第 2 号）
- (7) その他町長が必要と認める資料（会社概要、現況写真など）

別表 3

- (1) 位置図
- (2) 地籍図（地番、所有者を記入）
- (3) 土地利用計画図（縮尺が 1 / 1000 以上）
- (4) 設置設計図（平面図、立面図、断面図、配線図）
- (5) 給排水計画図（平面図）
- (6) 排水施設構造図（平面図、立面図、断面図）
- (7) 条例等に基づく発電設備の設置に係る許可書等の写し
- (8) その他町長が必要と認める資料